ギリシャ

特許法

法律 No. 2516/1997 により改正された技術移転，発明及び技術革新に関する法律

目次

第 1 部　工業所有権庁(O.B.I.)
第 1 条　設立－目的
第 2 条　管理評議会：組織－任務－職権
第 3 条　財源－運営－監督
第 4 条　規則－目録－登録簿－記録

第 2 部　特許

第 1 章　一般規定，受益者
第 5 条　趣旨
第 6 条　特許に対する権利：従業者による発明－権利の主張

第 2 章　特許付与手続
第 7 条　出願－受理－公開
第 8 条　特許の付与－手続
第 9 条　国際的優先権

第 3 章　特許から生じる権利及びその有効期間
第 10 条　権利の内容
第 11 条　特許の有効期間

第 4 章　承継及びライセンス
第 12 条　譲渡－相続－契約によるライセンス
第 13 条　強制ライセンス
第 14 条　公共部門に対するライセンス

第 5 章　取消，失効，保護
第 15 条　取消
第 16 条　失効
第 17 条　特許所有者による提訴－虚偽表示

第 6 章　追加特許
第 18 条　趣旨－付与に至るまでの手続

第 3 部　技術革新

第 1 章　実用新案証
第 19 条　趣旨－付与に至るまでの手続

第 2 章　技術革新及び報奨
第 20 条　技術革新－補助金－報奨

第 4 部　技術移転
第 21 条　趣旨－契約条件の無効性
第 22 条　技術移転契約の登録

第 5 部　欧州特許の付与に関する条約の実施
第 23 条　欧州特許出願－欧州特許：取消理由

第 6 部　最終経過規定
第 24 条　料金
第 25 条　廃止－経過規定－授権
第 26 条
第 27 条－第 28 条　［廃止］
第 29 条　施行

第1部　工業所有権庁(O.B.I.)

第1条　設立－目的

(1) 工業・エネルギー・技術省の指導の下に，アテネを本拠とする私法に基づく法人，「工業所有権庁」(O.B.I.)を設立する。

(2) O.B.I.は，次の職権行使を通じて，国の科学技術上及び産業上の発展を促すことを目的としている。

(a) 特許，追加特許及び実用新案証の付与，並びに第13条に基づく強制ライセンスの付与に関する意見提供

(b) 技術移転に関する契約の登録

(c) 他の国の類似機構，国際組織，国内の研究技術センターとの協力，並びに種々の機関及びデータバンクとの連合

(d) 特許及び技術移転関連の事項に関する国際会議の実施の準備及び監督

(e) 場合に応じ，所管省の決定により，国際組織においてギリシャを代表すること

(f) 秘密の登録簿，記録及び目録に関する本法の制限規定にしたがって，新しい技術及びノウハウに関し助言及び情報を提供すること

(g) 国内外における発明及び技術革新の使用並びに技術移転の監視並びに追跡調査

(h) 国際基準を斟酌して用途ごとに発明及び技術移転契約を分類すること

第2条　管理評議会：組織－任務－職権

(1) O.B.I.は，次の7名から成る管理評議会による指揮を受ける。

(a) 開発省の代表者2名

(b) 工業所有権問題を専門とする法律家1名，研究所又は高等教育機関からの研究者であって，工業所有権に関係する事項について知識及び経験を有する者1名，並びに産業界の幹部であって，工業所有権問題について経験と知識を有する者1名。前記の者は，開発大臣がこれを選抜する。

(c) 工業所有権に関係する事項について知識及び経験を有する科学技術者であって，ギリシャ技術評議会(T.E.E.)が推薦する者1名

(d) O.B.I.の職員であって，全体の中から選ばれた代表者1名。前記代表者が選ばれない場合は，管理評議会は，当該代表者の参加なしでも，適法に開催される。

(2) [廃止]

(3) O.B.I.の管理評議会及びその長官は，工業・エネルギー・技術大臣の決定により4年を任期として任命される。管理評議会の会長及び副会長も同決定により任命される。管理評議会会長には，O.B.I.長官の任務を委嘱することができる。管理評議会委員及びO.B.I.長官の任期は更新可能とする。

(4) 管理評議会書記官の職権は，管理評議会会長の決定により副官と共に任命されるO.B.I.職員により実行される。

(5) 会長，O.B.I.長官，副会長，管理評議会委員及び書記官が1会議への出席ごとに受領する報酬は，工業・エネルギー・技術大臣並びに財務大臣の合同決定により定められる。会議の開催数は合計で1月に4回以内でなければならない。

(6) 管理評議会は，その会長の招集により，月に2回の定例会の他，会長又は委員の過半数

による要求がある場合は，臨時会として会議を行う。後者の場合は，会長は，過半数の委員から書面で請求通知を受領した日から 5 日以内に管理評議会を招集しなければならない。なお，当該通知には，協議すべき議題も記されなければならない。
(7) 管理評議会は，少なくとも 4 人の委員の出席により定足数に達したものとみなされる。管理評議会の決定は出席委員の絶対多数により可決されるものとし，賛否同数の場合は，会長の票がある方に決定されるものとする。
(8) 報告業務は O.B.I. 長官又は副長官により遂行されるものとし，また，管理評議会会長が長官の職務も任じられた場合は，時として O.B.I. 会長及び管理評議会委員にも特別任務が与えられる。
(9) 管理評議会の議事録には，会長，委員及び書記官の署名が施されるものとする。
(10) 管理評議会は，職権の実行，運営管理及び O.B.I. 職員に関するあらゆる事項を決定する。具体的には次のとおりである。
(a) O.B.I. の組織的構造に係る規則，O.B.I. 職員の地位に関する規則，O.B.I. の財務的地位及び O.B.I. 管理評議会の手続規程を定めるとともに，工業・エネルギー・技術大臣にこれを提出してその承認を得る。
(b) 目標達成のための手段を策定し，かつ，長期的・短期的な行動計画を練って，これを工業・エネルギー・技術大臣に提出してその承認を得る。
(c) 年間予算及び適宜その修正予算を定め，これを工業・エネルギー・技術大臣に提出してその承認を得る。
(d) 職員の採用，報酬及び保障事項(長官の報酬を含む)並びにその職務上の地位に関するあらゆる事項について決定する。
(e) 国内外において地域的役務提供及び支店を確立する。
(f) O.B.I. の年次貸借対照表及び年次会計報告書，並びにそれらに該当する有限責任会社に係る規定を策定する。
(g) 役務提供より生じる O.B.I. の手数料及び収入を決定する。
(h) 他の組織又は自然人若しくは法人に対し，O.B.I. の目標の実現に関わる研究，調査及び作業を委託するとともに，これらに支払うべき報酬を決定する。
(11) 管理評議会は，その決定により，自らの職権の一部を，O.B.I. 長官，副長官又は O.B.I. のその他の上級職員に委譲することができる。
(12) 管理評議会会長は，第 2 条(6)にしたがって協議すべき議題を決定し，管理評議会会議を招集し，また，管理評議会の決定事項の実行を促すものとする。会長が不在の場合又は会議に出席できない場合は，副会長が管理評議会の議長を務めるものとする。
(13) O.B.I. 長官は次の職権を有するものとする。
(a) 管理評議会の決定事項を責任を持って実行すること
(b) O.B.I. の組織単位を統括してその通常かつ効率的な稼動に備えること
(c) 法廷内外で O.B.I. を代表し，また，事実又は事実の性質にしたがい，自らの行為によって当該代表を副長官，管理評議会委員，O.B.I. の弁護士又は特定事項に関しては O.B.I. の職員に委託すること
(d) 自らの行為により，かつ，法の規定にしたがって，特許，追加特許及び実用新案証を付与し，第 13 条にしたがい強制ライセンスの付与に関して意見を述べ，また，本法において定義されるその他の証明書，確認書又は情報提供文書を発行すること

第 3 条　財源－運営－監督

(1) O.B.I.は，次の定期的及び臨時的な財源を有する。

(a) 役務提供から生じる報酬及び収入

(b) 公共投資計画予算からの特別融資

(c) 法人及び自然人から得たあらゆる種類の助成金，寄付，遺産，遺贈及び義援金からの特別融資

(2) 国民経済大臣及び工業・エネルギー・技術大臣の許可を得て，O.B.I.は，国内外の銀行及びクレジット組織との間で融資契約を締結することができる。

当該融資の実行に際し，ギリシャ政府は保証人となることができる。

(3) O.B.I.の運営及び年次貸借対照表は公認会計士の監査を経なければならない。

(4) O.B.I.の稼動を監督するため，管理評議会は工業・エネルギー・技術大臣に対し，自らの活動報告書，収支報告書，予算案及び貸借対照表を提出するものとする。

第 4 条　規則－目録－登録簿－記録

(1) O.B.I.の管理評議会による決定後，工業・エネルギー・技術大臣の承認を得て，次の規則が制定されるものとする。

(a) O.B.I.の組織構造に関する規則，即ち O.B.I.の役務提供単位，その職権及び役割に関する構造について定めたもの

当該 O.B.I.の組織構造に関する規則においては，科学的な専門知識が要求される特許出願について審査を行う，O.B.I.の専門的科学者から成る委員会の設立を定めることができる。

(b) O.B.I.職員の地位に関する規則，即ち法の定める職員の地位及びその採用にあたっての資格要件を定めたもの。同規則においては，職員の昇進に際しての職位及び給与に関する問題，退職に関する問題，並びに役務提供上の立場及び懲戒責任・懲戒処分に関する一般的なすべての問題も定めるものとする。

(c) 運営事項，予算案，貸借対照表及び年次報告書の作成及び発表，手数料，収入又は収益の支払に係る事実及び手続に関する問題，並びに費用支出及び O.B.I.の供給問題に関する事項等について定めた経済規則

(d) O.B.I.の管理評議会の役割に関する規則。これについては工業・エネルギー・技術大臣の承認を要さない。

(2) O.B.I.は，次の登録簿，記録及び目録を保持するものとする。

(A) 登録簿

(a) 第 21 条の意味するところによる秘密の技術移転登録簿

(b) 一般的特許登録簿

(c) 秘密特許登録簿

(d) 実用新案証登録簿

(B) 記録

(a) 第 21 条の意味するところによる技術移転に係る秘密記録

(b) 特許の一般的記録

(c) 特許の秘密記録

(d) 実用新案証に関する記録

(C) 目録

(a) 報告書の一般的目録
(b) 報告書の秘密目録
(3) O.B.I.は，工業所有権公報，並びに特許，技術革新及び技術移転に関する情報の提供及び開示に係る手引を発行するものとする。
(4) 上述の登録簿，記録及び目録に含めるべきデータ並びにその編集方法及び表示方法は，O.B.I.の管理評議会の提案により，工業・エネルギー・技術大臣がこれを決定するものとする。また，当該決定においては，工業所有権公報の保管及び発行方法並びに同公報に含めるべきデータが定められるものとする。
(5) 秘密の登録簿，記録及び目録は，「国防関係の発明に関する」法律 No.4325/1963 に準拠して存在するものとみなされる。O.B.I.の職員が，役務提供過程において及び自らの役務提供の終了後 10 年の間に，秘密の登録簿，記録又は目録中に含まれる秘密データを開示した場合は，当該職員は，「国防関係の発明に関する」法律 No.4325/1963 第 8 条に定義される処罰により処分を受けるものとする。

第2部　特許

第1章　一般規定，受益者

第5条　趣旨

(1) 特許は，新規であり，進歩性を有し，かつ，工業上利用できるあらゆる発明について与えられる。また，発明は，製品，方法又は工業的利用に関するものでなければならない。
(2) 次は，(1)が定めるところの発明とはみなされない。
(a) 発見，科学的理論及び数学的方法
(b) 美術的創作物
(c) 知的活動，ゲーム及び業務遂行のための計画，規則及び方法，並びにコンピュータ・プログラム
(d) 情報の表示
(3) 技術水準の一部を構成しない発明は新規性があるものとみなされる。技術水準は，特許出願日又は優先日に先立って，世界の何れかの地域で，書面，口頭又はその他の方法により公表されたすべてのものから成るとみなされる。
(4) 発明は，技術水準との関連において当業者に自明でない場合に進歩性があるものと推定される。
(5) 発明は，その主題を工業活動の何れかの分野で製造することができるか又は利用することができるものである場合に工業上の利用に適するものと考えられる。
(6) 次は，(5)が定める工業上の利用に適する発明とはみなされない。
(a) 人又は動物の身体に適用される外科的又は治療的方法
(b) 人又は動物の身体に適用される診断法
(7) (6)の例外規定は，それらの何れかの方法のために用いられる製品，特に物質又は混合物については適用されない。
(8) 次の場合は，特許は付与されないものとする。
(a) その公開又は実施が公序良俗に反するような発明
(b) 植物若しくは動物の品種又は植物若しくは動物を生産するための生物学的方法。ただし，本規定は微生物学的方法又はその生産物には適用されない。
(9) 特許出願日前の6月間に開示された発明でも，当該開示が次の何れかに起因する場合は，特許が与えられるものとする。
(a) 出願人又はその適法な前任者の権利に対する明白な濫用による場合
(b) 当該発明が，1928年11月22日にパリで署名され，かつ，法律No.5562/1932(官報No.221)により批准された国際博覧会に関する条約の条件に該当する公式の国際博覧会で展示されたものである場合。この場合は，出願に際して出願人は，当該発明がそのように展示されたことを申告するとともにそれを裏付ける証明書を提出することを要する。
(10) (9)の開示は，(3)に規定される発明の新規性には影響しないものとする。

第6条　特許に対する権利：従業者による発明－権利の主張

(1) 特許に対する権利は，(4)，(5)及び(6)にしたがい，発明者又は受益者及びその一般又は特別権利承継人に帰属するものとする。また，特許の付与を申請する者はみな発明者である

ものと推定される。
(2) 2 以上の者が共同で発明を行なった場合で，かつ，特段の合意がない場合は，特許に関する権利は，それらの者全員に帰属するものとする。当該各共同受益者は，自らの持分を自由に譲渡し，また，共有特許の保守管理を担当することができる。
(3) 2 以上の者が互いに独立して発明を行なった場合は，特許に関する権利は，その特許出願日が最先である者又は第 9 条にしたがって他者に優先する権利を有する者に帰属するものとする。
(4) 従業者によって行われた発明は同者に帰属するものとする(自由発明)。ただし，例外として，発明が職務発明である場合はすべて使用者に，また，従属発明である場合はその 40%が使用者，60%が従業者に帰属するものとする。
(5) 職務発明とは，発明活動の展開を目的とする従業者と使用者との間の契約関係から生じたものをいう。職務発明が完成された場合で，当該発明が使用者にとって特別に有益なものである場合は，従業者は合理的な追加報酬を要求することができる。
(6) 従属発明とは，従業者が自らを雇用している企業の資材，装置又は情報を使用して完成した発明をいう。使用者は，当該発明の経済的価値及びそれによってもたらされる利益に応じて発明者に報酬を支払うことにより，優先的に従属発明を実施することができる。従属発明の発明者は，発明の完成を遅滞なく書面で使用者に通知するとともに，共同特許出願を行うのに必要なデータを提供しなければならない。使用者が当該通知の受領後 4 月以内に，共同特許出願を行う意思がある旨を書面で従業者に返答しない場合は，従業者は，単独で当該出願を行うものとし，当該発明は従業者のみに帰属するものとする。
(7) 上述の従業者の権利を制限する契約は一切無効とみなされる。
(8) 如何なる場合でも，発明者の名称は特許上に表示されるものとし，発明者は出願人又は特許所有者に対して自らを発明者と認識するよう求めることができる。
(9) 発明の受益者は，自らの発明又はその本質的部分に関して第三者が無断で特許出願を行なった場合は，当該第三者に対し，特許出願により生じる自らの権利を，また，特許が付与された場合は当該特許から生じる自らの権利を認識するよう訴訟により要求することができる。
(10) 上記の訴訟は，特許の要約が工業所有権公報において公告された日から 2 年以内に裁判所に提起されることを要する。当該期間は，特許の付与時又は譲渡時における請求者の権利を特許所有者が認知していた場合は，これを適用しない。
(11) 上記訴訟における承認を述べた確定判決の要旨が，特許登録簿に記録されるものとする。特許について与えられたライセンスその他すべての権利は当該記録がなされた日から無効とみなされるものとする。当該発明を善意で実施したか又は当該実施のために必要な準備行為を行なった敗訴当事者及び第三者は，合理的な期間における非排他的ライセンスの有償付与を正当な受益権者に求めることができる。当事者間で紛争が発生した場合は，民事訴訟法第 741 条から第 781 条までに規定される手続にしたがって，出願人の居住地における 1 名の裁判官から成る第 1 審裁判所により裁決が行われるものとする。

第 2 章　特許付与手続

第 7 条　出願－受理－公開

(1) 特許が付与されるためには，次を含む願書が O.B.I.に提出されなければならない。

(a) 出願人の名称又は法人名，国籍，居所又は所在地及び住所

(b) 発明の明細書及び 1 又は 2 以上のクレーム。O.B.I.は，明細書又はクレームを本法の規定に矛盾しないよう完成させ又は修正するよう要求することができる。クレームにおいては，本法にしたがい，求められる保護の範囲及び内容が記載されなければならない。

(c) 特許の付与を求める請求

(2) 願書には，クレーム又は明細書において言及した図面，発明の要約，明細書の適切な理解を促すための説明書，及び出願人が発明者でない場合に発明者たる法人又は自然人の代わりに行為する権限をこれに与える書類。更にまた，出願料及び初年度年次更新料の納付を証明する領収書が添付されなければならない。

(3) 発明のクレームは明細書に基づいていなければならない。

(4) 発明の明細書は，当業者たる第三者が十分に実施することができるように作成されなければならない。

(5) 発明の要約は，技術的情報としてのみ役立つものでなければならない。

(6) 出願は，単一の発明又は単一の包括的概念を形成すべく連結された複数の発明の何れに関して行うこともできる。複数の発明に係る出願(複合出願)の場合は，出願人は，特許が付与される日までは，出願を複数の分割出願に分割することができる。この場合は，各分割出願の出願日は，原出願の出願日のままであるものとする。

(7) 特許出願に際し，出願人は，その出願が特許出願として拒絶された場合は，第 19 条にしたがってこれを実用新案証出願とすることを希望する旨申告することができる。

(8) 出願は，(1)に規定される要件を具備しており，かつ，出願料及び初年度の年次更新料の領収書が添付されている限り，受理されなければならない。この時点で，出願は適式になされたものとみなされるが，完成したとみなされるものではない。

(9) 出願日から 4 月以内に出願人は，(2)，(3)，(4)及び(5)にしたがって，未提出であった図面その他の付属書類を提出し，欠けていたデータを補足し，かつ，願書その他の付属書類における起こり得る誤謬を訂正しなければならない。この時点で，出願は完成したものとみなされる。

(10) (8)にしたがい適式な出願が行われた日をもって出願日とする。

(11) 特許の願書及び付属書類の作成方法及び提出方法並びに特許付与手続に関するその他の詳細については，O.B.I.管理評議会の提案により，工業・エネルギー・技術大臣がこれを決定するものとする。

(12) (1)の特許出願及び(2)に規定されるその添付書類は，出願日又は優先日後 18 月後に一般に公開されるものとする。ただし，特許が 18 月後よりも早く与えられた場合は，当該特許付与日に公開される。

(13) 出願が一般に公開された日以降，如何なる第三者も，願書，明細書，図面その他の関係データからの情報及び写しの取得を求めることができる。

(14) 出願の要約は工業所有権公報において公開されるものとする。

第 8 条　特許の付与－手続

(1) 前条(9)の定める期間の経過後に O.B.I.が，適式になされたものの完成していない出願を発見した場合は，当該出願は提出されなかったものとみなされる。

(2) 出願が適正になされ，かつ，完成されている場合は，O.B.I.は次の項目を審査する。

(a) 出願の主題が第 5 条(6)及び(8)に規定される明らかに特許可能な発明に関するものであるか否か

(b) 出願の主題が第 5 条(2)に規定される発明に明らかに該当していないか否か

上記の何れかに違反している場合は，O.B.I.は，当該特許出願を全体的に又は当該違反を構成する箇所について部分的に拒絶するものとする。

(3) 前各項にしたがって出願が提出されなかったものとみなされ又は拒絶された場合を除き，O.B.I.は，発明の明細書，クレーム及び添付図面に基づく，新規性及び進歩性を評価するのに必要な技術水準に関するすべてのデータを記載した調査報告書(以下「調査報告書」という)を作成するものとする。調査報告書には，第 5 条(1)にしたがい，O.B.I.の作成した当該発明の特徴に関するコメント又は簡略な注釈がつけられることがある。

(4) 調査報告書は，出願人が出願日から 4 月以内に調査料を納付した場合に限り作成されるものとする。期限までに調査料が納付されない場合は，特許出願は，自動的に実用新案証出願に変更される。

(5) 調査報告書及びその添付書類の写しは出願人に送付され，出願人は当該送付を受けた日から 3 月以内に自らの意見を述べることができる。

(6) 出願人の意見に基づき O.B.I.は，本法にしたがう特許付与に関し，発明の特許性を判定する際に考慮されるべき技術水準に関するすべてのデータを記載した最終調査報告書を作成するものとする。

(7) 最終調査報告書は特許出願書類とともに，また，その時点で完成していない場合は，出願人への通知後に一般公開されるものとする。

(8) 調査報告書又は最終調査報告書は情報開示を目的とする。

(9) 調査報告書の起草にあたり，O.B.I.は，欧州特許庁又はその他の国際組織若しくは国内組織に情報又は意見の提供を求め，これを自由に評価することができる。また，O.B.I.は，出願人に，追加の情報，説明又は所見の提出を求めることができる。

(10) 調査報告書又は最終調査報告書の起草手続に関するその他すべての事項は，工業・エネルギー・技術大臣の決定によって定められるものとする。

(11) O.B.I.は，前各項の手続が完了した後に特許を付与する。特許付与は，特許出願が完全かつ適式に行われたことの証明であるものとする。特許付与に際しては，その分類と有効期間が示され，また，次の文書が添付される。

(a) 発明の明細書並びにクレーム，要約及び図面(もしあれば)の原本

(b) 調査報告書又は最終調査報告書

(12) 他の国における出願から生じる優先権の主張は，当該優先権に係る外国出願の出願国，出願日及び出願番号を添えて特許上に記載されるものとする。

(13) 特許は特許登録簿に記録されるものとし，その要約は工業所有権公報において公告されるものとする。

(14) 特許の写し及びその添付書類は出願人に送付されるものとする。

(15) 如何なる第三者も，特許，明細書，図面又は関連データに係る情報又は写しの取得を請

求することができる。

第 9 条　国際的優先権

(1) 特許出願又は実用新案証出願が外国で適式に行われた場合は，出願人又はその受益者は，出願日から 12 月以内に同一の発明についてギリシャ国内で出願を行うこと及び互恵原則を適用することを条件として，優先権を主張することができる。当該新たな出願に際し，出願人は最初の出願の出願日及び出願国を申告しなければならない。優先権は，外国における最初の出願日まで遡及するものとする。

(2) 出願国の法律に基づいて適式とみなされた出願で出願日がその趣旨から決定されるものは，外国における適式な出願とみなされる。なお，当該特許出願のその後の結果は何ら重要性を有さないものとする。

(3) 外国における最初の適式な出願から 16 月以内に，次の書類が O.B.I. に提出されなければならない。

(a) 最初の出願が行われた国の当局が発行した出願番号及び出願日を示す証明書，並びに外国当局による認証を受けた明細書，クレーム及び添付図面

(b) 翻訳文を認証する権限を有する弁護士又は当局による上記の証明書，明細書，クレーム及び図面のギリシャ語訳文

(4) 複数の優先権が主張される場合は，優先日から開始する期間は，最先の優先日から起算されるものとする。

第 3 章　特許から生じる権利及びその有効期間

第 10 条　権利の内容

(1) 特許はその所有者(自然人であるか法人であるかを問わない)に対し，発明を営利的に実施するための排他的かつ第 11 条にしたがって期間の限定された権利を与えるものであり，特に次の権利が含まれる。

(a) 特許により保護される製品を生産し，提供し又は市場に供給する権利，これを使用する権利，及び当該目的のためこれを所有する権利

(b) 特許により保護される方法を応用し，提供し又は市場に供給する権利

(c) 特許により保護される方法から生産される製品を生産し，提供し，又は市場に供給する権利，これを使用する権利，及び当該目的のためこれを所有する権利

(d) 第三者が上記の趣旨において発明を商業的に実施することを禁止する権利，又は特許により保護される製品を事前に上記所有者の承諾を得ることなく輸入する権利

(2) 特許所有者は，前項の趣旨において，次の活動を禁止する権利を有さない。

(a) 非営業目的又は調査目的のための発明の使用

(b) 一時的にギリシャ領土内に侵入する自動車，鉄道，船舶又は飛行機の中に創設された発明の使用

(c) 特定個人のための薬局における処方箋にしたがった医薬品の調合，並びに第 25 条(3)の制限に基づく当該医薬品の投薬及び使用

(3) 第三者による特許出願時において，又は優先日にしたがって自らの発明品を実施する者又は当該実施のために必要な準備を行なった者は，自らの事業のため，及びその必要性のた

めに当該発明品を引き続き使用することができる。当該権利は，事業と共にのみ譲渡可能であるものとする。

第 11 条　特許の有効期間

(1) 特許の有効期間は，特許出願日の翌日から起算して 20 年間とする。

(2) 外国での出願に基づく優先権が主張される場合は，特許の有効期間は，ギリシャにおける出願日の翌日から起算されるものとする。

第 4 章　承継及びライセンス

第 12 条　譲渡－相続－契約によるライセンス

(1) 特許出願及び特許そのものに関する権利は，書面による合意をもって譲渡することができるほか，相続の対象とすることができる。譲渡は，譲渡契約書又は相続証明書が特許登録簿に登録され，かつ，譲渡の事実が工業所有権公報において公告された時点で完了するものとする。

(2) 1 の特許の共有者はそれぞれ個別に，書面による合意をもって，当該特許における自らの持分を譲渡することができる。なお，本規定は特許付与に係る共有権について適用される。

(3) 特許所有者は，書面による合意により，特許を実施するためのライセンスを第三者に許諾することができる。共有特許に係るライセンスの場合は，特許所有者全員の合意を必要とする。

(4) 別段の合意がない限り，ライセンスは，非排他的，譲渡不能かつ相続不能であるものとする。

(5) 特許所有者は，排他的又は非排他的なライセンスの有償許諾に対する合意を随時 O.B.I. に申告することができる。当該申告は，2 年間有効であるものとし，特許登録簿に登録された後，工業所有権公報において公告されるものとする。また，特許上には適切な注記がなされる。

(6) (5)の場合は，特許所有者は，当該申告の有効期間中に限り，特許保護に係る年金額の減額を受けることができる。当該減額は，工業所有権庁(O.B.I.)の管理評議会の判断により，一般的に又は特定の事例ごとに決定されるものとする。

第 13 条　強制ライセンス

(1) (10)において規定される所管裁判所は，次のすべての要件が満たされる場合は，事前に特許所有者の承諾を得ることなく，特許のライセンスを第三者に許諾することができる。

(a) 特許付与から 3 年間が経過した場合又は特許出願日から 4 年間が経過した場合

(b) 当該発明がギリシャ国内で実施されていない場合，又は実施されているもののそれによる製品の生産が地域の需要を満たすに不十分である場合

(c) 第三者が当該特許の対象たる発明を商業的に実施することができる立場にある場合

(d) 第三者が訴訟手続の開始の 1 月前までに，強制ライセンスを申請する意思のあることを特許所有者に通知した場合

(2) 強制ライセンスの許諾は，国内において発明が実施されていないこと又は実施が不十分であることを特許所有者が根拠を示す場合は行われない。製品の輸入は，本項を実施及び適

用するための理由を構成しない。(1)の規定は，欧州連合の加盟国及び世界貿易機関の加盟国から輸入した製品についてはこれを適用しないものとする。
(3) 強制ライセンスの許諾は，契約による又は契約によらない他のライセンスを取り消さない。強制ライセンスは，発明を実施する事業の一部と共にのみ譲渡可能であるものとする。
(4) 特許所有者は，(10)に規定される所管裁判所に対し，先の特許について強制ライセンスの許諾を求めることができる。ただし，当該発明が先の特許発明に関するものであること，当該発明の商業的実施が先の特許の所有者の権利を侵害することなしには不可能であること，及び当該発明が先の特許発明に比べて著しく進歩したものであることを必要とする。上述の強制ライセンスが許諾された場合は，先の特許の所有者は，後の発明について強制ライセンスの許諾を求めることができる。
(5) 強制ライセンスは，関係当事者が(10)に規定される所管裁判所に申立を行うことによって許諾されるものとする。当該申立に際しては，前各項にしたがって強制ライセンスを許諾するための要件の存在に関する O.B.I. の意見，特許所有者に与えられる報酬の金額及び条件，並びに発明の実施が排他的なものであるか非排他的なものであるかの別を付記しなければならない。O.B.I. は，特許の実施に利害関係を有する当事者の申立後に意見表明を行うものとする。O.B.I. の意見は，当該申立の提出日から 1 月以内に与えられ，また，所管裁判所を拘束しない。強制ライセンスの許諾を求める申請書の写し並びに O.B.I. の意見及び審理の日を定める通達が，特許所有者又は契約による又は契約によらない他のライセンスの受益者に送付されるものとする。
(6) 申立が承認された場合は，所管裁判所は，強制ライセンスを許諾する。当該ライセンスの許諾に際しては，発明を実施する権利の範囲，その有効期間，ギリシャにおける当該発明の商業的実施の開始日並びにライセンスの受益者が特許所有者に支払うべき報酬の金額及び条件を明らかにするものとする。
報酬の金額及び条件は，保護される発明の工業的利用範囲にしたがって決定される。
(7) (6)にしたがう裁判所の決定は，O.B.I. の特許登録簿に記録され，工業所有権公報において公告されるとともに，(5)に言及される者に通知されるものとする。
(8) 特許所有者又は強制ライセンスの受益者の申立があった場合は，(10)に規定される所管裁判所は，新たなデータにより変更が正当化される場合又は受益者がライセンス条件を尊重しないため若しくは許諾要件が消滅したために強制ライセンスが取り消される場合に，ライセンスの許諾条件を変更することができる。即時の取消が，強制ライセンスの受益者に著しい損害をもたらす場合は，裁判所は，合理的な期間において当該実施の継続を許可することができる。
(9) 強制ライセンスは，発明の対象たる製品を輸入する権利を許諾するものではない。
(10) 強制ライセンスの許諾，譲渡，変更又は取消を行う所管裁判所は，申立人の居住地における，3 名の裁判官から成る第 1 審裁判所とし，当該裁判所は民事訴訟法第 741 条から第 781 条までに規定される手続にしたがって審判を行うものとする。

第 14 条　公共部門に対するライセンス

(1) 公衆衛生及び国防に資するためという不可避的な理由から，工業・エネルギー・技術大臣及び場合に応じて所管大臣の正当な決定により，ギリシャ国内で当該発明を実施することのできる公共団体に対して発明を実施するためのライセンスを与えることができる。ただし，

当該発明がギリシャ国内で商業的に実施されていないか又は実施されていてもその所産たる製品の生産が地域の需要を満たすに不十分であることを条件とする。
(2) 決定に先立って，特許所有者及び有益な助言を与えることができる立場にある者は会合してそれぞれの意見表明を行う。
(3) 当該決定までに，O.B.I.の意見に基づいて，特許所有者に対する報酬の金額及び条件が決定されなければならない。報酬額は当該発明の工業的利用の程度に応じて決定される。特許所有者が当該報酬額に合意しない場合は，報酬額は，当該管轄区域内の 1 名の裁判官から成る第 1 審裁判所により強制命令手続において決定されるものとする。

第 5 章　取消，失効，保護

第 15 条　取消

(1) 次の場合は，特許は，裁判所の決定により取消の宣告を受ける。
(a) 特許所有者が，第 6 条(4)，(5)及び(6)による発明者，その譲受人又はその受益者の何れでもない場合
(b) 発明が第 5 条に基づく特許性を有していない場合
(c) 特許に添付された明細書が，当業者が発明を実施するのに不十分なものである場合
(d) 付与された特許の主題が，出願において申請された保護内容を超えている場合
(2) (1)(a)に規定された者は，同号に該当する場合は，特許所有者を相手方として訴訟を提起することができ，また，その他すべての場合において，法律上の利害関係者は誰でも裁判所に訴訟を提起することができる。取消訴訟は所管の民事裁判所において提起する。ギリシャの居住者でない特許所有者による又はこれに対する訴訟の提起は首都の裁判所において行われるものとする。
(3) 発明の一部についてのみ取消訴訟が提起された場合は，当該特許は，それに応じて制限を受ける。

第 16 条　失効

(1) O.B.I.に権利放棄届出書を提出する者又は所定の期間内に保護料を納付しない者は，特許から生じる権利を享受することはできない。
(2) O.B.I.は，工業所有権公報に公告した失効に係る法律を発行する。失効はその公告の日から効力を生じるものとする。
(3) 強制ライセンス又は発明に対しある権利が許諾された場合は，権利放棄の登録は，更に当該ライセンス又は権利の受益者の書面による同意を必要とする。

第 17 条　特許所有者による提訴－虚偽表示

(1) 特許が現に侵害されているか又は侵害される虞がある場合は，特許所有者は現在の侵害の中止及び将来における侵害の不作為を要求する権利を有する。
(2) 特許が故意に侵害されている場合は，それによって損害を被った特許所有者は損害の賠償，発明の不正実施から生じた利益の返還又は当該実施を行うためのライセンスの対価に等しい金額の支払を要求する権利を有する。
(3) 当該権利は，排他的ライセンスの受益者，当該発明について権利を有する者，及び特許

出願を行なった者に対しても与えられる。特許出願人の場合は，裁判所は，審理手続を当該特許が付与されるときまで延期することができる。
(4) 上記の権利は，特許所有者が侵害又は損害の事実及び賠償を行うべき者を知り得た日から 5 年後に，及び確定的には侵害の発生から 20 年後に，時効により取得されるものとする。
(5) 被告が有罪判決を受けた場合は，裁判所は，本法の規定に違反して製造された製品の廃棄を命じることができる。裁判所は，廃棄の代わりに，当該製品又はその一部を原告の要求に応じて全体的又は部分的賠償として原告に提供するよう命じることもできる。
(6) 発明が製品の製造方法に関するものである場合は，同一の性質を有する各製品は，保護対象たる方法にしたがって製造されたものと推定される。
(7) 製品若しくはその包装上に，又はあらゆる種類の一般向け商業文書若しくはその他の宣伝広告手段において，その目的物が特許により保護されているとの虚偽の表示を付した者は，1 年以下の拘禁若しくは 50,000 ドラクマ以上の罰金又はこれら双方が科される。

第 6 章　追加特許

第 18 条　趣旨－付与に至るまでの手続

(1) ある発明が，既にある特許(主たる特許)の対象となっている他の発明の改良である場合は，主たる特許の所有者は，新たな特許(追加特許)の付与を求めることができる。ただし，新特許の主題が主たる特許のクレームのうちの少なくとも 1 に関係するものでなければならない。
(2) 追加特許は，主たる特許と連動するものであり，主たる特許の満了とともに満了する。追加特許は，ライセンス契約書に別段の規定がない限り，主たる特許のライセンスのすべての受益者が使用することができる。
(3) 追加特許は，年次更新料の支払を要さない。
(4) 追加特許は，特許所有者の申請により，これを主たる特許に変更することができる。変更された特許の有効期間は第 11 条の定めるところによる。この場合は，出願日は，追加特許が出願された日とする。
(5) 主たる特許の取消は追加特許の取消をもたらさない。主たる特許が取り消された場合は，主たる特許について納付されるべき料金が追加特許に関して納付されるものとする。
(6) その他すべての事項については，特許に関する本法中の各規定を適用するものとする。

第 3 部　技術革新

第 1 章　実用新案証

第 19 条　趣旨－付与に至るまでの手続

(1) 実用新案証は，明確な形状及び形態を有する新規かつ産業上利用可能な 3 次元的対象物(新規であり，産業上利用可能で，技術課題を解決することができる工具，器具，装置又はこれらの部品等)に対して与えられる。
(2) 特許を出願する者は誰でも，特許が付与される日までは，自らの特許出願の実用新案証出願への変更を申請することができる。
(3) 実用新案証の有効期間は，実用新案証出願又は，(2)に基づく変更の場合は特許出願の日の翌日から起算して 7 年間とする。
(4) 実用新案証出願は O.B.I.に対して行うものとする。出願のための要件，関係書類及びその他すべての関連事項は，工業・エネルギー・技術大臣の決定により定められるものとする。
(5) 実用新案証出願が(4)の要件を満たしている場合は，O.B.I.は，当該実用新案の新規性及び工業的利用可能性を事前に審査することなく，出願人の責任において実用新案証を付与するものとする。
(6) その他すべての事項については，特許に関する本法中の各規定を適用するものとする。

第 2 章　技術革新及び報奨

第 20 条　技術革新－補助金－報奨

(1) 技術革新証は，ある企業に勤務しており，その活動に関与している 1 又は 2 以上の労働者の提案により，特定の技術的課題の新しい解決法(技術革新)に対して与えられる。技術革新証は，当該労働者に対して与えられる，企業への創作的貢献に対する報奨であるものとする。
(2) 技術革新証の付与手続の詳細は，労働大臣並びに工業・エネルギー・技術大臣の合同決定により定められ，政府の官報において公告されるものとする。
(3) 発明者又は科学者の組合及び同盟，並びに研究及び技術設備・技術設計の開発，研究結果の共同展開，又は展示会及び大会における発明若しくは新しい製品及び方法の発表を目的とする営利団体としての共同組合及び連合に補助金を支給するための条件は，財務大臣並びに工業・エネルギー・技術大臣の合同決定により定められるものとする。
(4) 発明者，企業の従業者及び技術開発への貢献者，並びに科学的・技術的知識の普及及び宣伝，並びに技術展示場及び博物館の創設に対して国家報奨及び／又は経済的援助を与えるための手続は，国家経済大臣，財務大臣並びに工業・エネルギー・技術大臣の合同決定により定められるものとする。
(5) 国内の研究センター又は研究施設は，関係当事者の要請により，自らの考案品又は発明品(ただし，当該センター又は施設において完成したものに限る)を工業的及び商業的に生産的なものとすることを希望する研究者(学位を問わない)に対し，2 年を限度として有給(50%以内)休暇を与えることができる。また，関係当事者の要請により，研究センター又は研究施設は，上記の休暇を合計で更に 3 年間まで有給(ただし，通常の給与の 25%以内)で延長する

ことができる。当該 5 年の期間の経過後，研究者はセンターを辞職するか又は常勤でセンターに復帰するかを選択するものとする。当該休暇の付与申請又は延長申請の評価は当該研究センター又は研究施設の管理評議会が行うものとし，休暇の付与又は延長は工業・エネルギー・技術大臣の承認を経るものとする。

第 4 部　技術移転

第 21 条　趣旨－契約条件の無効性

(1) 技術移転契約により，技術提供者は技術受領者に対して技術を提供するものとし，技術受領者は合意された金額の対価を支払うものとする。本条の趣旨においては，特に次のものが技術提供とみなされる。

(a) 特許及び実用新案証を実施するためのライセンス

(b) 特許及び実用新案証の譲渡

(c) 技術的取扱説明書，図面又は役務の提供

(d) 組織的かつ管理的なサービス並びに専門的なコンサルティングサービス又はフォローアップ及び制御のためのサービスの提供

(e) 図面，図表，標本，模型，説明書，寸法，状態，方法，処方及び商業的実施にあたる製品の製造方法を伴う，工業上の秘密の開示。当該工業上の秘密とは，特に商品の生産及び役務の提供に実際的に応用される方法，専門知識又は技能に関連する，主として技術的な情報，データ又は知識で，広く一般に知られていないものをいう。

(f) 新技術の共同調査又は開発，業務の開示又は試験のためのプログラム又は作業

(g) 報告，指導及び職員編成の形で行われる技術援助の提供

(2) 次の条件は無効とする。

(a) 欧州共同体委員会の，欧州経済共同体条約第 85 条(3)の実施に関する規則 2349/1984(官報 No.L219/15)第 3 条の規定と矛盾する規定又は特許発明のライセンス契約に関する分類と矛盾する規定を含む特許実施契約の条件

(b) 技術移転契約における，輸出禁止などの条件。ただし，工業・エネルギー・技術大臣は，その決定により，経済的発展のため及び公益上の深刻な理由がある場合に限り，また，輸出の禁止がギリシャの国際的義務に反するものでない限りにおいて，輸出禁止規定を含む契約の終結を許可することができる。

第 22 条　技術移転契約の登録

(1) 技術移転契約は，その住所又は居所をギリシャ国内に有する契約当事者により締結から 1 月以内に O.B.I.に提出されなければならず，また，同時に法律 No.1306/83(官報 No.65)の規定の適用を受ける。

(2) 技術移転契約は，技術移転登録簿に登録される。登録された技術移転契約及び(5)に定められる様式に含まれる情報は秘密裏に取り扱われる。本規定に違反した者は，不正競争に関する法律 No.146/1914 第 17 条にしたがって処罰されるものとする。

(3) 次を対象とする契約は登録の義務を負わない。

(a) 装置又は機械の据付又は修繕のための外国人技師及び技術者のみを対象とする使用

(b) 特別な追加料金が課されることなく機械器具に通常付随する助言，図面又はこれに準じるものの提供

(c) 先に登録された契約に基づいて行われる緊急の技術援助又は修繕

(d) 教育機関又は企業によって職員に与えられる技術的訓練

(e) 軍事システム

(4) 技術移転契約の登録を義務づけられる当事者は，契約書の写しを提出するか又は(5)にし

たがって特別様式を作成するかを選択することができる。契約当事者間の紛争及び技術移転契約に関する裁判所への請願又は申立は，両当事者が本項の条件を遵守している旨記載した0.B.I.による確認書がない限り，これを裁判所で議論することはできない。
(5) 技術移転契約に関する特別様式の編集，起草及び提出に係る手順，並びに統計的使用のため具備すべき必要条件は，工業・エネルギー・技術大臣の決定により定められるものとする。
(6) 技術移転契約の0.B.I.への登録に関し，契約書を提出する契約当事者は，0.B.I.に納付すべき料金額の減額を受けることができる。減額の割合については0.B.I.の管理評議会の決定により定められるものとする。

第 5 部　欧州特許の付与に関する条約の実施

第 23 条　欧州特許出願－欧州特許：取消理由

(1) 欧州特許の付与を求める出願は，出願人がギリシャ国民であり，かつ，先のギリシャ出願に基づく優先権を主張しない場合は，O.B.I.に提出しなければならない。
(2) 法律 No.1607/1986(官報 No.85),欧州特許に関する条約第 93 条にしたがい,公開日以降,ギリシャにおける欧州特許出願はギリシャ特許出願と同一の効果を有するものとする。
(3) (2)の仮保護は，欧州特許出願の出願人が当該出願に係るクレームのギリシャ語認証翻訳文を O.B.I.に提出した日から有効となる。
(4) 欧州特許は，ギリシャ国内で，O.B.I.により与えられたギリシャ特許と同一の効果を有するものとする。
(5) 欧州特許の所有者は，欧州特許庁が欧州特許を与え，又はこれを修正維持するにあたって根拠としたテキストのギリシャ語認証翻訳文を O.B.I.に提出するものとする。
(6) 欧州特許は，(5)の条件が満たされない限りギリシャ国内で効力を生じない。
(7) 欧州特許に関する条約第 167 条(2)(a)にしたがってギリシャが定める制限が有効である限りにおいて，医薬品に対する保護に関する欧州特許はギリシャでは無効であるものとする。
(8) 欧州特許は，法律 No.1607/1986，欧州特許に関する条約第 138 条(1)を理由とする場合のみ，無効の宣告を受ける。
(9) 無効の理由が欧州特許の一部にのみ関するものである場合は，それに応じて当該特許のクレーム，明細書及び図面が制限されるものとする。
(10) 次の事項は，工業・エネルギー・技術大臣の勧告により発行される大統領令によって決定されるものとする。
(a) 欧州特許出願の翻訳文の提出期限及び提出要件
(b) 欧州特許の翻訳文の提出期限及び提出要件
(c) 翻訳文，その改訂，及び既に善意で特許を実施している第三者の権利の真正性を確認するための条件
(d) 欧州特許出願を O.B.I.に提出するための方法及び要件
(e) 欧州特許の登録簿の維持管理
(f) 欧州特許出願をギリシャ特許出願に変更するための要件
(g) 欧州特許に関する事項を O.B.I.に報告するための要件
(h) ギリシャ特許及び欧州特許の累積的保護に関する規則

第 6 部　最終経過規定

第 24 条　料金

(1) 料金は，技術移転契約の登録，技術移転に関する助言及び情報の提供，並びに特許及び実用新案証に係る権利の付与，譲渡又は補正に際して納付される。

(2) 各特許出願につき，出願料，保護に係る年金，調査報告料及び変更登録料が O.B.I. に前納されるべきものとする。出願料及び初年度分の保護料の納付を証明する受領証は，特許出願とともに提出されるものとする。保護に係る年金は毎年翌年度分を前払するものとし，その受領証を，毎年出願日と同じ月の末日までに O.B.I. に提出するものとする。当該期限の経過後 6 月以内に限り，特許所有者はその納付すべき料金を 5 割増で延納することができる。

(3) 保護に係る年金は，特許出願中もまた，特許が付与された場合と同様に毎年前払するものとする。(2)に規定される期限までに当該料金が納付されない場合は，第 16 条の規定が適用される。

(4) 適切な受領証が添付された出願の提出日をもって，料金の納付日とみなす。

(5) 上記の規定は，実用新案及び本法により料金の納付が規定されるその他すべての場合について各々適用される。

(6) 料金の金額は，O.B.I. 管理評議会の決定により定められる。

(7) 翌年度以降の分として前納された保護料は，その後行われるすべての調整の対象から除外されるものとする。

(8) 出願が確定的に拒絶された場合は，前納された保護に係る年金のうち，もはや対象外となった期間に対応する分は返還されるものとする。

第 25 条　廃止－経過規定－授権

(1) 本法の施行前に行われた出願については，出願日現在効力を有していた規定が特許付与手続の要件に適用される。特許付与は O.B.I. によって行われる。本規定の適用により付与された特許及び本法の施行前に付与されていた特許は本法の規定に準拠するものとし，また，既得権は留保される。

(2) 本法の施行日をもって，次は廃止されるものとする。即ち，「特許に関する」法律 No.2527/1920，民法第 668 条，「特許に関する法律 No.2527 の施行に関する」1920 年 11 月 22 日の勅令，「法律 No.2527/1920 の修正及び完成に関する」法律 No.1023/1980 第 1 条から第 12 条まで，「省の職権の再委託に関する」大統領令 No.574/1982 第 7 条，及び本法の規定と矛盾するか又は本法の定める事項に関するその他すべての規定。なお，「国防関係の発明に関する」法律 No.4325/1963 は引き続き有効とする。法律 No.4325/1963 における商務省の記載は O.B.I. を意味するものとし，また，法律 No.2527/1920 の言及は本法の対応規則に読み替えられるものとする。

(3) 欧州特許条約第 167 条(2)(a)にしたがってギリシャが設定する制限が有効である限り，O.B.I. は，法律 No.1316/1983 第 2 条の趣旨において，医薬品に対し特許を付与しないものとする。

(4) 本法の公告後，O.B.I. は，工業・エネルギー・技術大臣の決定により，同省の特許部門に勤務する全職種の職員を，O.B.I. の職務上の必要性に応じ，他のあらゆる関連規定を顧慮することなく自由に O.B.I. 内に配置することができる。当該職員の O.B.I. における就業期間

は，工業・エネルギー・技術省における就業期間と同一視されるものとする。また，O.B.I.は，上記の決定にしたがい，同省特許部門内のあらゆる設備をO.B.I.に移動することができる。
(5) 商務大臣及び工業・エネルギー・技術大臣の勧告により発行される大統領令により，商務省の商工業財産理事会の商標の登録及び付与に関する職権をO.B.I.に移譲することができる。
(6)－(7) ［廃止］

第26条

(1)(a) 政府大統領，国家経済大臣及び産業・エネルギー・技術大臣の提案の後発出される大統領令をもって，O.B.I.の法的地位が公的地位の法人に変更されること，及び個人的職務の導入，組織，運営，資源，財務管理，公的財政に関する一般的・特定的規定，変更された法人の財産の処分及びその他関連する事項について調整がなされることが可能である。
(b) 同様の大統領令をもって，O.B.I.職員の業務上の地位に関する事項(例えば配置，規定された新職務への移動等)及び職員に関係する社会保障に関する事項は，変更期間中に調整される。
(2) (1)(b)にいう大統領令の適用過程は，産業・エネルギー・技術大臣の決定により調整する。

第27条－第28条 ［廃止］

第29条 施行

本法は，官報におけるその公告と同時に効力を生じるものとする。ただし，例外として，第2部，第3部及び第4部の規定並びに第25条(1)及び(2)については1988年1月1日より効力を生じる。本法の施行と同時に，工業・エネルギー・技術省の特許部門の職権はO.B.I.に移譲されるものとする。